

お知らせ

令和2年4月1日より、細呂木公民館の使用料を次のとおり改定します。

区 分	室 名 等	1時間あたりの使用料	
		改定後 (円/時)	改定前 (円/時)
ホール・集会室等	小講堂	320 円 (420)	300 円 (390)
会議室等	資料室 図書室	210 (270)	200 (260)
	工作室 和室	260 (340)	250 (320)
調理（実習）室	調理実習室	320 (420)	300 (390)
体育館・講堂	体育館	420	400

備考 1 冷暖房設備を使用した場合は、上記表の()内の金額とする。

2 1時間に満たない時間がある場合は、1時間として上記表の使用料を算定する。